

特定空家等の除却工事費用の一部を補助します！

令和7年度倉敷市空家等除却事業費補助金交付制度

申請受付期間

令和7年4月25日（金）から令和7年12月26日（金）まで
※ただし、予算に達し次第受付を終了します。

※申請様式や添付資料等のご案内のため事前の相談をお願いします。

対象となる空家等

以下のいずれにも該当する空家等が補助金の対象となります。

- ①倉敷市内にある空家等
- ②空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等と倉敷市が認定したもの（同法第22条第2項に基づく勧告を受けたものを除く。）

※特定空家等…そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態及び著しく衛生上有害となるおそれのある状態等にあると認められる空家等

※特定空家等と認定された空家等について、適切な管理が行われていないと認められる場合は、倉敷市から空家等対策等の推進に関する特別措置法に基づき助言・指導等を行う可能性があります。

補助対象工事

建設業法第3条の規定により建設業（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）の許可を受けた業者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条の規定により解体工事業の登録を受けた業者が実施する以下の工事が補助金の対象となります。

- ①特定空家等のうち建築物の全部の撤去に係る工事（原則として敷地内の建築物などの全ての撤去が必要です）
- ②①と併せて行う特定空家等の門扉、塀、立木その他の土地に定着する物の撤去に係る工事
- ③倉敷市内に本社又は本店がある業者が、上記工事を実施するもの。
- ④令和8年2月14日頃までに工事を終え、同年2月28日までに実績報告書が提出できる見込みがあるもの。

補助額

補助対象工事にかかる費用の1/2
（上限額50万円）

対象者

- ・対象となる空家等の所有者または所有者の委任を受けた者
- ・市税を完納し、暴力団関係者でない方

お問い合わせ先

倉敷市建設局 建築部建築指導課 空家担当
〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地
TEL：086-426-3501 FAX：086-427-3536

（特定空家等の例）

